事　務　連　絡
令和８年５月２２日

関係団体の長　殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

「高年齢者の労働災害防止のための指針」及び「令和８年度エイジフレンドリー補助金」の周知等について

日頃から労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号。以下「改正法」といいます。）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の２第２項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針(以下「指針」といいます。)」が令和８年４月１日から適用されているところです。

今般、その指針に基づいて、高年齢労働者の労働災害防止対策を行うにあたり、設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する「令和８年度エイジフレンドリー補助金(以下「補助金」といいます。)」の申請受付が、令和８年５月20日（水）から令和８年10月31日（土）の間（補助金の申請額が予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付が終了される場合があります。）において、実施されることとなりました。

つきましては、別添のとおり指針及び補助金の周知用リーフレットを送付いたしますので、貴団体においてもご承知いただきますとともに、会員事業場等がおられる団体等につきましては、広く周知いただきますようお願い申し上げます。

※ご参考

令和８年度エイジフレンドリー補助金のリーフレットがダウンロードできます。

厚生労働省ＨＰ「エイジフレンドリー補助金」

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

(一社)鳥取県労働基準協会
受
令和 8. 6. -4
第　号